

赤穂市上下水道事業デザインマンホール設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業等が自らデザインする下水道用マンホール（以下「デザインマンホール」という。）を、赤穂市上下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の用に供する施設として使用する場合、その設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置等の条件)

第2条 上下水道事業は、デザインマンホールの設置を希望する者（以下「申請者」という。）に対し、次の各号に掲げる条件により設置等を許可する。

- (1) 設置するマンホールのデザインは、上下水道事業の承認を受けたものであること。
- (2) 設置箇所は、上下水道事業と協議の上、決定すること。
- (3) デザインマンホールの仕様は、上下水道事業の承認を受けたものであること。
- (4) 設置したデザインマンホールは、上下水道事業に寄附すること。

(デザインの制限)

第3条 デザインマンホールに赤穂市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年赤穂市訓令甲第4号）第3条第1項第1号から第8号のいずれかに該当するデザインがあると認められるものは、設置を認めないものとする。なお、同項第8号に規定するデザインマンホールのデザインとして適当でないとするものは、次の各号に掲げるデザインとする。

- (1) 投資的、投機的商品の広告と認められるデザイン
- (2) 出資者及び出資金の募集広告と認められるデザイン
- (3) 靈感商法等悪質商法と認めるものの広告と認められるデザイン
- (4) 債権取立て、回収等の広告と認められるデザイン
- (5) 興信所の広告と認められるデザイン
- (6) 危険を伴う民間療法の広告と認められるデザイン
- (7) 人権を害するおそれがあるデザイン
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあると認められるデザイン
- (9) 求人広告その他これに類する広告と認められるデザイン
- (10) 不動産物件に関するもの、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による登録がなされていない者の広告と認められるデザイン
- (11) その他市長が掲載を不相当と認めるデザイン

(設置できる者の範囲)

第4条 デザインマンホールを設置することのできる者の範囲は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 日本国内で事業を営む個人、法人又は団体
- (2) 日本国内に居住する個人
- (3) その他市長が適当と認める者

(設置箇所)

第5条 デザインマンホールを設置するマンホールは、原則として道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路管理者が管理を行う道路であって、歩道上に設置され、上下水道事業が維持及び管理を行うマンホールのうち、市長が認めるものとする。

(設置期間)

第6条 デザインマンホールの設置期限は設けない。ただし、次の各号に該当する場合は、上下水道事業の判断で撤去することができる。

- (1) デザインマンホールの状態が、上下水道事業の用に供するに適当でないと認められる場合
- (2) デザインマンホールの状態が、歩行者等の安全を確保できないと道路管理者が認めた場合
- (3) 上下水道事業、道路管理者等が施工する工事により、下水道施設の撤去が必要な場合

(作成及び設置に要する費用負担)

第7条 デザインマンホールの設置等に要する経費負担は、次の各号のとおりとする。

- (1) デザインマンホール作成に要するすべての経費は、申請者が負担すること。
- (2) 既設マンホールとの取替に要するすべての経費は、申請者が負担すること。

(デザインマンホールの設置申請)

第8条 申請者は、事前に、デザインマンホール設置申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 上下水道事業は、前項の申請を受理したときは速やかに審査を行い、デザインマンホール設置承認書（様式第2号）で申請者に通知するものとする。

(デザインマンホールの設置)

第9条 申請者は、前条第2項の承認を受けた場合、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) デザインマンホール設置施工申請書（様式第3号）
- (2) 位置図及び現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 上下水道事業は、前項の申請を受理した場合、審査の上、デザインマンホール設置施工許可書（様式第4号）で、申請者に通知するものとする。

（デザインマンホールの設置の完了及び寄附）

第10条 申請者は、デザインマンホールの設置が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) デザインマンホール設置完了報告書兼寄附申出書（様式第5号）

(2) 現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 上下水道事業は、前項の報告及び申出を受理したときは、速やかに検査を実施し、検査結果をデザインマンホール設置完了検査報告書兼寄附採納書（様式第6号）で、申請者に通知するものとする。

付 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。